

山口県報

令和8年
1月6日
(火曜日)

山口県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

○告示

- 救急病院の認定（医療政策課）
- 保安林指定の解除（大島郡周防大島町）（森林整備課）
- 保安林予定森林（下松市）（森林整備課）
- 保安林指定施業要件の変更（萩市）（森林整備課）
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項（水産振興課）
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）

○公告

- 県営豊田地区農村地域防災減災事業変更計画書の継続（農村整備課）



山口県告示第一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

長門市東深川八五

山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院

ク ク 八八八

山口県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

下松市大字切山字上五郎次郎一五五五の一、一五五五の二、一五五六、一五五八、一一〇三二の一、一一〇三三の四、字森ヶ谷一五六五、字半田一七八九の一、一一〇四七の一、字山崎一〇七三一、字鳥面一〇七三四、字墓尾一〇八〇五、字大迫一〇八二二、大字来巻字生敷一〇六二七の三、字長刀羽一〇六二七の四、字炉ヶ谷一〇六二七の五、大字河内字綾ヶ谷一〇七八六の一、字生木一〇八〇四の一、一〇八〇四の五、字桜ヶ谷一〇八一二、字成川一〇八一六の一、一〇八一六の三から一〇八一六の七まで、字暮ヶ迫一〇八二三

医療法人生山会斎木病 〃 〃 一三四 〃 〃 一三四

ク

ク

ク ク

医療法人社団成蹊会岡田病院

ク ク 八八八

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下松市地域振興部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

市地森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保

安林の指定施業要件を次のように変更する。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字下小川字横滝西一八七の一、一八八、一二三三一、字横滝一九三、一九四、一〇〇八九から一〇〇九六まで、字平畠一九五の一、一九五の二、一九六、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九の一、二〇一、二〇二の五、二〇二の六、一〇〇九八、一〇一〇〇から一〇一〇四まで、字平畠頭二〇三から一〇五まで、字アセリ奥二〇六から二〇八まで、二一二から二一六まで、一二三三四、一二八一四、字岩ノ本奥二一八から二二三まで、字岩ノ本二三四の一、二三五の一、二三八、二三九、二三〇の一、二三三、二三三、字横滝道下二三五の一、二三八の一、二四〇、字神田五三七八、一〇一二一、一〇一二三、字あせり一〇一〇五、一〇一〇七から一〇一一まで、一〇一二三、字岩の本一〇一四から一〇一一六まで、一〇一一九、一〇一二〇の一、字大浴一二三二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の二のとおり事前届出があつた。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

一 届出事項

加入区	住 所	發 起 人
由宇加入区	岩国市由宇町港二丁目九番二八号	橋本 精二
南沖三丁目九番六号	青見 敏彦	由宇漁業協同組合

加入区	住 所	發 起 人
由宇加入区	岩国市由宇町港二丁目九番二八号	橋本 精二
南沖三丁目九番六号	青見 敏彦	由宇漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
由宇加入区	令和八年一月六日から同月二十日まで	由宇漁業協同組合

山口県告示第六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百十二条第一項の規定による同意に関する告示（令和三年山口県告示第三百七十六号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年十二月二十日限り消滅した。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

東和町東部加入区	白木加入区
周南市東部加入区	山陽小野田市加入区
彦島加入区	下関市東部加入区
	萩市中部加入区
	豊浦町加入区



(二) 県営豊田地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営豊田地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年一月六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 縦覧に供する書類
県営豊田地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和八年一月七日から同月二十六日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和八年
年一月六日
印行刷

発行
行所

山口県
知事